

令和4年5月第2回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 令和4年5月19日(木)

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

| | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 河本 竜 二 | 2番 竹 中 真智子 | 3番 田 渕 信 量 |
| 4番 竹 中 多津美 | 5番 小 椋 利 廣 | 6番 脇 本 健 樹 |
| 7番 久 保 八太雄 | 8番 濱 口 太 作 | 9番 山 本 賢 誓 |
| 10番 堺 喜久美 | 11番 町 田 又 一 | 12番 亀 井 賢 夫 |

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議事班 主任 村 田 茉 莉
議事班 主事 山 田 千 華

6. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市 長 植 田 壯一郎 | 副 市 長 黒 岩 道 宏 |
| 総 務 課 長 濱 田 亮 士 | 財 政 課 長 上 松 富 士 樹 |
| 税 務 課 長 西 村 城 人 | 市 民 課 長 小 松 達 也 |
| 観光ジオパーク推進課長 大 西 亨 | 地域医療対策課長 松 下 善 徳 |
| 教 育 長 百 田 貴 昌 | 教育次長兼学校保育課長 武 井 知 香 |
| 消 防 長 多 田 周 平 | |

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第1号 室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第4 議案第2号 室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第5 議案第3号 室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第6 議案第4号 室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について
日程第7 議案第5号 室戸市立室戸診療所設置及び管理条例の一部改正について
日程第8 議案第6号 室戸岬漁港飲食・体験施設設置及び管理条例の制定について

日程第9 議案第7号 令和4年度室戸市一般会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第8号 財産の取得について

日程第11 議案第9号 固定資産評価員の選任について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第11まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

ただいまから令和4年5月第2回室戸市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。町田議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（町田又一君） おはようございます。

令和4年5月第2回室戸市議会臨時会を開会するに当たり、議会運営委員会委員長報告を行います。

本日、議会運営委員会を開会し、議長から諮問のありました会期及び日程等について協議を行いました。

今期臨時会に提案されております案件は、付議事件9件、うち条例関係6件、予算関係1件、その他1件、人事関係1件となっております。

会期につきましては、本日1日限りとし、議案審議においては委員会付託を省略することといたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小椋利廣議員及び河本竜二議員を指名いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしま

した。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第3、議案第1号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第11、議案第9号固定資産評価員の選任についてまで、以上9件を一括議題といたします。

ここで市長から行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。

引き続き、報告事項並びに提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） おはようございます。

本日、令和4年5月第2回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは初めに、行政報告を申し上げます。

まず、本市が整備を進めてまいりました室戸市立室戸診療所についてであります。令和4年3月末までに建物の完成と医療機器等の備品導入事業が完了し、保健所の使用許可等を経て、現在、四国厚生支局に対し指定の申請手続を行っているところであります。また、今月28日には室戸診療所完成記念式典を開催する予定であります。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、参加者についてもできるだけ少なくするとともに、内覧会や餅投げ等のイベントは行わないなど最小限で行うことといたしました。いずれにいたしましても、市民が心待ちにしておりました診療所の開所がもう間もなくとなっております。これもひとえに市民の皆さんや市議会をはじめ国や県、関係各位の御支援、御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

完成した室戸市立診療所は、環境性能や居住性に優れた木の香る木造建築であるとともに、災害時には医療救護病院としての機能を果たすため、屋上や屋内に避難所機能を有するなど高い耐震性能を有しています。また、市民の方々が住み慣れた地元で入院のできる19床の一般病床を有するとともに、軽症救急患者の受入れ機能や他の医療機関との積極的な連携を行うなど、地域包括ケアシステムの構築に資する診療所として整備をいたしました。このような地域の中核的な医療機関としての機能に加え、SAWACHI型健康社会共創拠点事業やデジタル田園都市国家構想推進交付金事業など高知大学医学部との覚書協定による連携事業を推進するため、診療所には産学官共創に係る研究室も整備をしております。

今後、この診療所の運営を引き受けていただきました医療法人愛生会様はもとより高知大学医学部など産学官の共創により、市民の皆さんの安全と安心のより一層の強化に努め、信頼される医療機関として末永く運営が続けられるよう全力で取り組んでまいります。

次に、地上デジタルデータ放送における自治体情報の提供についてであります。

令和4年4月から高知さんさんテレビにおいて、地上デジタルデータ放送の文字放送部分を活用した広報及び緊急情報の提供を開始しております。今後も、迅速かつ正確な情報発信の強化に努めるとともに、この情報提供サービスのさらなる周知に取り組んでまいります。市民の

皆様には、ぜひさんさんテレビにおけるdボタン操作により室戸市役所からの情報を時折チェックしていただけますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、提案理由の説明に先立ち、報告事項について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業において、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、申請期限が6月30日まで延長されたことに伴い、同事業費及び事務費について予算措置を行う必要が生じたことから、令和4年度室戸市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、令和元年度から令和2年度にかけての令和元年度旧室戸岬小学校校舎等解体工事及び令和2年度岬防災コミュニティセンター整備建築主体工事において発生をした近隣建物等の損傷に対する3件の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、今臨時会に提案いたします案件は、条例関係6件、予算関係1件、その他1件、人事関係1件の計9件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、室戸市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第2号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第3号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第4号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について。

本案は、菜生防災コミュニティセンターの整備に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号室戸市立室戸診療所設置及び管理条例の一部改正について。

本案は、室戸市立室戸診療所における診療時間及び休診日について変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号室戸岬漁港飲食・体験施設設置及び管理条例の制定について。

本案は、令和3年度に取得した室戸岬漁港の飲食・体験施設について、本市の豊かな地域資源を活用した食や体験を通して周辺地域のにぎわいを創出するとともに、観光客の誘致及び交流人口の拡大を目的とした飲食・体験施設として適切な管理運営を図るため、本条例を制定するものであります。

議案第7号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第2号）について。

本案は、一般会計歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

歳入は、財政調整積立基金繰入金を一般財源として、特定財源の国庫支出金及び市債は各事業に対する算定基準により補正しております。

歳出は、室戸岬漁港飲食・体験施設整備事業及び備品購入費2,932万7,000円、室津川教職員住宅解体事業101万7,000円、小中学校事務用パソコン賃借料38万5,000円の追加でありまして、歳入歳出予算はそれぞれ3,072万9,000円を追加し、総額150億8,355万5,000円とするものであります。

また、地方債の補正は、過疎地域持続的発展特別事業債の事業に伴う限度額の変更を行うものであります。

議案第8号財産の取得について。

本案は、消防・救急体制の充実強化を図るため、消防車両1台を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号固定資産評価員の選任について。

本案は、令和4年4月1日付人事異動に伴い、固定資産評価員として税務課長西村城人を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、概略説明をいたしました。詳細につきましては関係課長から補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○議長（亀井賢夫君）** 次に、日程第3、議案第1号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。西村税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第2号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。小松市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第5、議案第3号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。西村税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第6、議案第4号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。多田消防長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第7、議案第5号室戸市立室戸診療所設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。松下地域医療対策課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時38分 休憩



午前10時40分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第8、議案第6号室戸岬漁港飲食・体験施設設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第7号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。小椋議員。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。

ページ8ページの6款商工費、補正額2,932万7,000円のうち14節工事請負費1,089万円について、これは建具の、入り口の開閉が腐食して新たに新しいものに取り替えるという説明やっただと思います。これらは、あそこは浸水区域にある中で新しいそういう入り口の建具を取り替えることについては、耐震とか耐水とかそういうものも考えられた上でのこの開閉の取付けを行うのかどうか。

それから、17節の備品購入費の1,717万2,000円の先ほどの説明ではみょうによろ分からざったけど、使用する調理器具の新たな購入費、それからインスタントハウスとはどういうものか、これもう少し丁寧に説明をお願いをしたいと思います。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

まず、工事請負費の、浸水区域にあるが耐震性、耐水性は考えられているのかというところですが、建物については耐震性は有しております。今度、修繕工事としていたします建具につきましては、耐震性、耐水性というもの、耐水性というところはひよっと高潮に対することの指摘かなと思いますが、高潮につきましては当該施設は、前使用者からの聞き取りでは、施設整備後の18年間で1回若干の浸水があったというふうにお伺いをしています。取付け用の雨戸を準備はしているが使用はしたことないというふうにお聞きをしていますので、高潮による被害はこの建具については考えておりません。

次の備品購入費のインスタントハウスについてですが、先ほどちょっと御説明をいたしました。インスタントハウスはテント生地の内側から発泡ウレタンを吹きつけて形状を固めたもので、一般のテントに比べると強固で耐候性や調温性に優れた空間が確保できるものです。2020年から全国の主にグランピング施設で整備をされておりまして、これまで17か所に整備をされており、四国ではまだ設置をされていないというものであります。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 小椋議員の2回目の質疑を許可いたします。小椋議員。

○5番（小椋利廣君） 小椋利廣。2回目の質疑を行います。

先ほどの工事請負費の中で、入り口の建具の関係で、高潮では今までも使ったことはないという話があったと思いますが、ほかにここらは南海トラフの巨大地震については一番の厳しいところにあるというふうに考えておりますが、そういうところまでの考えはなかったのかどうか。

それから、備品購入費の中でインスタントハウスの、実際まだまだ話聞くとよう分からんのやけど、全国でなんか17か所整備をせられちゃうという話もあったがやけど、このインスタントハウスについてももう少し詳しく説明をしていただきたいと、こういうふうに思いおります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

まず、1点目の施設の南海トラフ地震対策ということですが、本市の観光施設はほとんどが浸水エリアには一応しておりまして、観光客への避難誘導等対策の徹底は重要であると考えております。隣接をするドルフィンセンターにしても同様ですが、本施設においても施設の利用に当たっては利用者の避難誘導をスムーズに行えるような取組が必要であるとは考えております。

続きまして、インスタントハウスをもう少し詳しくというところですが、このインスタントハウスは、建物とテントの中間のような、仮設で建物のような空間を確保できるような施設です。このテント自体は名古屋工業大学と民間の企業の産学連携で開発をされた商品で、大きさは今検討しているサイズが直径5メートルの円形のドームのテントでして、大体ほかの施設では4名、5名ぐらいの宿泊でのグランピングで活用してるというふうに聞いております。中は調温性、冬は暖かく夏は涼しいとかそういったエコな商品で、SDGs的な考えもその施設ではある程度広めれるんじゃないかというふうにもお聞きをしております。イメージ的にはコテージとテントの中間のような施設です。

（発言する者あり）

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君）（続） そうです、はい。

軽量なものなので移動することもできますが、一定固定をして使用することを考えております。

（発言する者あり）

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君）（続） 1基です。

（発言する者あり）

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君）（続） 設置場所。大屋根の下。大きい屋根がある体験施設と今回位置づけをする大きい屋根の下の一角に。

（発言する者あり）

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君）（続） 飲食施設の向かって左側にある……。

(発言する者あり)

○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君) (続) はい。以上です。

(発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) ほかに質疑はございませんか。竹中真智子議員。

○2番(竹中真智子君) 2番竹中真智子。

先ほどの観光ジオパーク推進課の担当になりますが、6款1項の3、グランピングのテントを1基設置をするということの話ですけれども、室戸というところは大変に風の強いところです。その風に対応ができていく作り物になるのでしょうか、お聞きしたいです。以上です。

○議長(亀井賢夫君) 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君) 竹中真智子議員の御質疑にお答えいたします。

インスタントハウスの風への耐風性が大丈夫かというところですが、名古屋工業大学のほうにお聞きをしたところ、実験では風速120メートルまで耐えられるというところで、風の心配はないというふうにお聞きをしております。以上でございます。

○議長(亀井賢夫君) ほかに質疑はございませんか。山本賢誓議員。

○9番(山本賢誓君) 9番山本。2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、8ページの体験施設の分ですが、この予算を組むということは当然事業を実施していくということになるかと思いますが、指定管理の応募者っていうものは当然あって、プレゼンなんかもしたと思いますが、どの程度まで進んでいるのか、指定管理をお願いできる。確実に、ちょっと違うか。予算が生まれちゃうということはそういうところになると思うき、説明できる範囲でひとつよろしく頼みます。

それから、教育費の中の12節と14節ですが、これって工事の進捗かかっちゃうがですか、もう。まだかかってない。ということは、委託料が抜けちゃったという話やけど、こういう工事するには、解体工事であれなんであれ工事やったら当然50万円というものは委託料が入ってこにゃいかんわけですけど、まあ6月議会までについていうことですけど、その理由は何かということと、それから工事請負費で51万7,000円の増額ということですけど、ガソリン代とか諸経費の上昇という部分を見込んじゅうというんやけど、この時点でそういう経費の上昇分を見込んでいるのは早過ぎではないかという気がしますが、その辺お聞きします。

○議長(亀井賢夫君) 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君) 山本議員の御質疑にお答えいたします。

今後の指定管理者の進行というか、そういったところの御質疑だったかと思いますが、今議会で設置管理条例の制定後、今後は室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて指定の手続を進めて、6月議会で指定管理者の指定の議案を提案する予定となっております。以上です。

○議長(亀井賢夫君) 武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 山本議員の御質疑にお答えいたします。

まず、委託料につきましては、これ、隣接しています市営室津川団地や大谷の市営住宅のほうなんかにも解体がありましたので、それを参考にさせてもらいました。そのときには、管理委託をつけていなかったもので、当初予算をそれで計上させていただきましたが、実際に室津川の教職員住宅のほうがコンクリート造りであることや3階建てであることから、やはりほかの市営住宅と比べては委託料が必要であるということになりましたので、急遽こういうふうに上げさせていただいたものです。

それから、工事請負費のほうなんですけれども、これ、設計要請を昨年度やっています。昨年度やってましたので、さあいざ今から入札をかけるときに単価構成をいたしました。そのときに今の段階でこのぐらいの金額が足りないということが分かりましたので、今回計上させていただいたものです。

○議長（亀井賢夫君） 山本賢誓議員の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 2回目を行います。

今の教育の関係ですけど、単価構成をこれからどんな工事も何やかにや経費の沸騰というか上昇でやらないかと思いたしますがですけども、この中で具体的に単価構成をやろうとする時期の市場の何やかにやガソリンとかそういったもの、諸経費の動向調査っていうものも当然出てくるかと思いますが、今この51万7,000円にかかる単価構成して上げる分、これはもう一回詳しいに何と何と何っていうことか教えてもらえます。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 山本議員にお答えいたします。

この工事の中で、先ほど例として挙げさせてもらったようにガソリン代とか処分費というふうに担当のほうから聞いておまして、具体的にどの部分ということでは今手元にはないんですが、工事の中のこの直接工事費の中の処分費自体も上がっているということで聞いておりますので、いろんな工事の内容がありますが、直接工事費の中の処分をする部分が主に上がっているというふうには聞いております。

○議長（亀井賢夫君） 山本賢誓議員の3回目の質疑を許可いたします。山本議員。

○9番（山本賢誓君） 3回目の質疑を行います。

当然、最終的に決定した金額でということでもた変わっていくということ、流動性のある増額ということで理解しちよってええですかね。はい、はい。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。河本竜二議員。

○1番（河本竜二君） 1番河本。ちょっとお伺いをいたします。

8ページの備品購入費、インスタントハウスですか、これ1基で幾らぐらいかかるのか。

また、この施設、今既存の施設で、あるものをなるべく有効活用しようという中で、屋根の下にこれを造るということで、その必要があるのかということと、あとグランピングを兼ねた

と聞いて聞いておりますけれど、base 55がありますが、そことかぶるような施設になるのではないかと思います、ここをどういったものかお聞きをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 河本議員の御質疑にお答えいたします。

まず、購入を検討しているインスタントハウスは1基幾らなのかというところですが、今予定をしているLサイズのもので215万6,000円の見積りをいただいております。

次に、屋根の下に置く必要があるかというところですが、大屋根の下にあるほうが、やはり雨風に強いとは言いますが、より静音性というかそういった室内での空間がより快適になるということで大屋根の下を検討しております。

次に、base 55とグランピング施設でかぶってしまうがというところですが、立地条件、海の近くにあるということで、こちらのグランピングでは釣りをさせていただくとかそういった海の環境の中でのグランピングということで差を感じていただけるのではないかなと思っております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため11時25分まで10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、議案第8号財産の取得についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。多田消防長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第9号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第11、議案第9号固定資産評価員の選任についてまで、以上9件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号から日程第11、議案第9号まで、以上9件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号室戸市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号室戸市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市立室戸診療所設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸岬漁港飲食・体験施設設置及び管理条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

固定資産評価員に西村城人氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、西村城人氏の固定資産評価員の選任については同意されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これをもちまして令和4年5月第2回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時38分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員